

「新宿区外部評価委員会 3年間の活動を終えて」
（第4期 平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）
（令和3年3月）

新宿区外部評価委員会

外部評価実施結果の報告にあたって

第4期の3年度目は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、外部評価を実施することができなかった。

したがって、今期においては、平成30年度及び令和元年度の2か年で、平成30年度から始まった新宿区総合計画と第一次実行計画を対象に、施策評価、計画事業評価、経常事業の取組状況の確認を行った。

今期は、前期までの個別事業の評価のうえで、施策評価を行った。

初年度は、施策評価の作業は試行錯誤のきらいがあったが、2年度目の評価作業においては、施策評価を行うことの意義や考え方について深めることができ、かつ共通認識を持つことができた。

この間の具体的な成果や課題については、本報告書の「行政評価における課題と意見」で整理する。

今後、この成果を踏まえて、さらに充実した評価システムの構築に向けた不断の検討を期待したい。

この第4期外部評価委員会の活動報告書が、より良い新宿区づくりを推進していく上での一助になれば幸いである。

新宿区外部評価委員会
会長 星 卓志

目 次

I	行政評価における課題と意見	1
1	内部評価について	1
2	外部評価について	2
3	区の総合判断について	4
4	その他	5
II	第5期委員に向けて	7
1	外部評価委員会の役割について	7
2	外部評価における「区民視点」について	7
3	コロナ禍における外部評価について	7
III	新宿区外部評価委員会の概要	9
1	委員会設置の経緯と役割	9
2	第4期新宿区外部評価委員会の構成	9
IV	第4期新宿区外部評価委員会の実績	10
V	各委員の感想	12
	<資料>	
1	新宿区外部評価委員会委員名簿	21
2	新宿区外部評価委員会条例	22
3	新宿区行政評価制度に関する規則	25

I 行政評価における課題と意見

新宿区外部評価委員会（以下、「本委員会」という。）は、新宿区総合計画（以下、「総合計画」という。）と新宿区実行計画（以下、「実行計画」という。）の進行管理を行うため、平成19年9月に区長の附属機関として設置された。

これまで、区と本委員会による意見交換を継続して実施し、区民に分かりやすい説明、区民への説明責任を果たすことを目指して、誠実な評価作業に努めてきた。

本委員会第4期（平成30年4月から令和3年3月）からは、より大きな視点で区政を捉えるため、事業単位の評価に加えて施策単位の評価を実施した。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により外部評価を中止としたが、活動期間中は一貫して「区民視点に立ち、区の施策や事業を広く評価する」ということに留意し、外部評価に取り組んだ。

任期を終えるに当たって、評価作業を通して明らかとなった課題等を述べたい。

1 内部評価について

区における行政評価は、区が実施する施策及び事業について自己評価を行う「内部評価」、外部評価委員会が内部評価結果を踏まえ区民視点で評価を行う「外部評価」、内部評価と外部評価を踏まえて行う「区の総合判断」という一連の流れで実施している。

内部評価は、行政評価を実施するに当たっての最初の作業であり、その後の評価作業の基礎となるものである。内部評価での施策や事業への適切な分析、検証が、外部評価や区の総合判断の円滑な実施につながる。

（1）内部評価シートについて

内部評価については、多くの内部評価シートが事業内容や評価について詳細に記載されており、その質は毎年度向上しているように感じる。しかし、「読みやすさ」という観点からは、文章量や記載方法等、区民にとって分かりにくい部分も見受けられ、更なる改善が求められる。

例えば、評価のポイントが明確となるような内部評価シートの構成や内部評価シートを読み解くために必要な「読み方」の説明をつけるなど、区民に対して説明責任を果たすということを念頭に、より一層の工夫を図ってほしい。

また、施策評価の観点からは、各個別施策と個別施策を構成する事業にどのような関連があるのかより分かりやすい説明が望まれる。

(2) 指標の設定について

ア 個別施策の指標について

施策評価シートにおいては、総合計画の成果指標を参考情報として記載しているが、設定している指標が個別施策の成果を代表的に表しているものではない場合がある。施策全体の効果や成果を測ることは必ずしも容易ではなく、適切な成果指標を設定することは難しい面もあるため、個別施策の成果指標の取扱いについては、引き続き検討が必要である。

イ 計画事業の指標について

これまでの外部評価においても指摘していることではあるが、指標の設定に当たっては、アウトカム指標^{※1}とすることが望ましい。事業内容や事業の特性により、アウトプット指標^{※2}の設定とならざるを得ない事業もあると思うが、事業の実施により達成すべきことや目指していることを明確にした上で、引き続き、適切な指標の検討・設定に努めてほしい。

また、事業目的に沿った指標設定は適切な評価にもつながることから、既に設定している指標について、その妥当性自体を評価していくことも必要である。

※1 アウトカム指標：施策や事業の実施により発生する効果・成果を表す指標

※2 アウトプット指標：施策や事業の実施結果（活動量・事業量）を表す指標

2 外部評価について

外部評価は、行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保することを目的として実施している。

外部評価委員会が、外部評価を通じて区民視点に立った意見を区に投げかけていくことは、区政運営に区民の声を反映していくための一つの有効な手段である。

(1) 外部評価作業について

本委員会第4期では、総合計画における個別施策及び当該個別施策を構成する計画事業、経常事業を対象に評価を実施した。評価に当たっては、部会ごとに評価対象施策を選定し、①勉強会（部会における論点整理等）、②ヒアリング、③現地視察、④評価の取りまとめという流れで評価作業を進め、最後に委員会全体で意見をまとめた。

ア ヒアリングについて

限られたヒアリング時間の中で、施策や事業に対する理解を効果的に深めていくためには、事前の準備が一つの重要な要素となる。本委員会第4期では、ヒアリングに先立って部会の中で評価対象施策や事業についての勉強やヒアリング事項の確認、調整等を行った。この事前の準備において、施策や事業に対する知識をどの程度持つことができるか、あるいは、部会での共通認識をどの程度持つことができるかということが、その後のヒアリングの成否に少なからず影響を与えていると言える。

そのため、事前の勉強会については、実施内容の更なる工夫が必要である。勉強会をどのようにすれば、より意義のあるヒアリングを実施できるのか、区と次期本委員会とで十分に検討し、取り組んでほしい。

また、ヒアリング実施後に新たな疑問点や確認事項が生じることもあり、外部評価意見を作成していくに当たっては、これらをできるだけ解消しておくことが望ましい。例えば、事後質問を効果的に活用し、区と本委員会とのやり取りの機会を充実させるなど、施策や事業に対する正しい認識を持った上で、意見を作成することができる方法についても、あわせて検討が必要である。

イ 現地視察について

現地視察は、内部評価シート等の提供資料やヒアリングだけでは分からない実際の現場の実態を知ることができ、評価作業において非常に有効な活動である。外部評価に当たっては、引き続き、現地視察を実施していくことを望む。

また、現地視察の実施時期については、複数回ある所管課とのヒアリングの間に実施することで、現地での見聞をヒアリングにも活かすことができると考える。今後も評価作業を行う上で効果的な時期に実施されるよう進めるとともに、コロナ禍において実施が困難な場合には、動画配信等の工夫により十分な情報が得られるよう取り組んでほしい。

ウ 評価の取りまとめについて

本委員会第4期より施策評価を実施している。個別施策を評価するという点について試行錯誤しながらも、事業単位では見えにくい区の事業の位置付けを意識し、施策単位というより大きな視点で区政を捉え評価することに尽力した。一方で、個別施策によっては、施策を構成する計画事業や経常事業の数が膨大なものもあり、事業内容について十分に理解を深めることができないまま評価を進めた事業もある。的確な外部評価意見を作成するためには、対象事業の数を絞っていくことも必要である。例えば、個別施策を構成する経常事業のうち主要なものを抽出し、それらの事業を丁寧に確認していくなど、効果的・効率的に評価作業を進めていく方法についても検討してほしい。

施策評価は、複数の個別事業の総体により当該施策の目標が達成されているかを見極めることが重要であるが、現実には、個別事業の積み重ねの結果として自ずとこのことが明らかになるものではなく、委員それぞれの「解釈」を共通認識に収斂させる検討作

業の結果として見出すことになった。この状況は、施策の目標の表現や設定指標の適切性と各委員の解釈の幅の双方に起因していると考えられ、次期本委員会においては改善の方向の検討を進めてほしい。

また、各委員の意見の取りまとめに当たっては、外部評価意見を通して何を区に伝えたいのかということをもより明確に示していく必要がある。論点の整理や分かりやすい表現、評価の視点など、外部評価意見がこれまで以上に有益な区へのメッセージとなるよう、次期本委員会での工夫に委ねたい。

(2) 作業日程について

外部評価に当たっては、例年6月から8月にかけて部会における一連の評価作業を実施している。短期間に集中して実施する形は、作業密度の向上や委員のモチベーションの維持につながっており、効率的に作業を実施できているものとする。

会議においては、各委員の活発な議論の下、多くの時間をかけて、時には予定時間を超過して検討を行ってきた。十分な審議時間の確保という意味において、場合によっては、会議日程を増やすなどの工夫が必要である。一方で、外部評価作業の増加が、区及び委員への過度な負担とならないようにしなければならない。

作業日程については、これらのことを考慮しながら、今後の検討課題としたい。

3 区の総合判断について

内部評価及び外部評価を受けて、冊子「内部評価と外部評価結果を踏まえた区の実施について」において評価結果に対する区の対応や今後の実施方針（区の総合判断）を示している。

そのため、区の総合判断は、行政評価がどのように区政に反映されたのかということを知るための重要な手段となっている。

(1) 「内部評価と外部評価を踏まえた区の対応」について

本委員会で検討し区へ投げかけた外部評価意見は、冊子「内部評価と外部評価結果を踏まえた区の実施について」の中の「内部評価と外部評価を踏まえた区の対応」において、区から回答をもらうこととなる。

外部評価を真摯に受け止め対応を記載しているものもあるが、回答内容によっては、単に外部評価意見に対する反論に見えてしまうものもあるため、現状や考え方についてより丁寧な説明を求めたい。当然ながら、外部評価意見はあくまで区民視点による考えや提案であり、全ての意見を区が受け入れることは難しい。その理解の上で、本委員会での議論や質疑、意見が、何らかの形で実質的に区に伝わっているという実感が得られるよう、区の積極的な対応を今後も期待したい。

一方で、区から明確な回答をもらうためには、「2(1)ウ 評価の取りまとめについ

て」においても述べたが、外部評価意見の精度を高めていくことも重要である。一つの表現でも外部評価意見の趣旨と区の捉え方に齟齬が生じ、委員会の求める回答が得られない場合がある。外部評価においても、記載や表現方法を更に工夫し意見をまとめていくことが必要である。

(2) 実行計画や次年度予算への反映について

内部評価や外部評価の結果を受けて、どのように事業が改善され、それがどのように実行計画の見直しや次年度予算編成へ反映されたのかということが、いまだ見えにくいという本委員会委員の意見がある。

行政評価を含めた区におけるP D C Aサイクルの徹底に引き続き努めるとともに、その経過や流れを区民に分かりやすい形で示していくための更なる工夫が必要である。

4 その他

(1) 行政評価の手法について

施策評価を行うこととした本委員会第4期においては、事業単位の評価を積み上げていき、それらを踏まえて施策単位の評価を行った。初年度は、個別施策をどのように捉えて評価をするかということに多少の戸惑いがあったが、2年度目においては、計画事業や経常事業を通して施策全体の目標が達成されているかという視点から評価を行うことができ、評価の内容を明確にすることができた。結果として、施策の目標達成に個々の事業の成果がどの程度貢献できているのかということが施策評価の実施により明らかになった面もある。この視点により評価を行うことが施策評価の最大の意義であると考えている。

ただし、「2(1)ウ 評価の取りまとめについて」で述べたとおり、改善の余地は未だ多く残されている。

区政全体を捉え、計画事業や経常事業が区政全体の中でどのように位置付けられているのかを理解した上で評価するという観点から、引き続き、施策評価を実施していくことは妥当である。しかし、施策評価においては、毎年度全ての施策や事業を評価することができないため、評価結果がどのように反映され、それに基づき区が実際にどのように取り組んだのかという検証が困難な面もある。この点については引き続き検討課題とし、次期本委員会での工夫に委ねたい。

(2) P D C Aサイクルにおける行政評価の役割について

区政運営のP D C Aサイクルにおいて、行政評価は「C (C h e c k)」機能を担っている。評価結果を施策や事業の見直しに常に反映していくことで、より効果的・効率的な区政運営の実現を目指すものである。

行政評価に当たっては、毎年度の評価において「C h e c k」した内容を今後の施策や計画にどのように反映していくのかということが重要な視点となる。評価結果をよりダイレクトに区政運営に活かすのであれば、計画が大きく見直される計画策定のタイミングでの効果的な反映手法についても検討していく必要がある。例えば、外部評価においては、実行計画期間と本委員会の任期が同一期間であることを踏まえ、各期を通しての評価の蓄積を次期の計画に反映させていく仕組みの構築なども考えられる。

区において、行政評価を含めたP D C Aサイクルが継続的に実施されている中で、評価すること自体が目的となり、区の行政評価が形骸化してしまうことのないよう留意する必要がある。今後も様々な視点での検討を重ね、実質的な成果を伴う評価作業に引き続き取り組んでほしい。

Ⅱ 第5期委員に向けて

本委員会第4期の活動を通じた区の行政評価に対する本委員会の考えは、前章「行政評価における課題と意見」において示した。ここでは、今後、次期本委員会を運営していくに当たり、活動の前提として各委員に意識しておいてほしいことを述べていきたい。

1 外部評価委員会の役割について

本委員会は、区民の行政評価に対する参画の機会を確保することを目的として設置されており、区政運営のPDCAサイクルという仕組みの中に、区民の参画を制度として保証しているものである。

外部評価に当たっては、このPDCAサイクルがうまく回るような意見の形成が必要である。区の実行や各委員の意見を理解し、尊重しながら、「C (Check)」機能の一つとして有効に働くよう努めてほしい。

2 外部評価における「区民視点」について

外部評価において大切なことは「区民視点」で評価を行うことである。委員は、必ずしも区の事業に精通している必要はなく、区の施策や事業が一区民から見るとどのように映るのかということに率直に評価することが求められている。

本委員会は、学識経験者、公募区民、区内各種団体の構成員により組織されており、それぞれの立場からの様々な意見がある。それらを取りまとめ、本委員会の合意として区へ投げかけることに意義がある。施策や事業を知らない立場からの意見も貴重な意見の一つであり、それを含めて「区民視点」の評価につながるものとする。

一方で、的確に評価を行い、区に誤解のない指摘をするためには、事業に係る社会的な背景や区民のニーズ等、内部評価シートを読み解くための知識が必要となる。このために、各委員は決して少なくない時間や労力を費やして勉強をしているという現状がある。

外部評価を実施していく中で、相応の時間や負担を要するハードルの高い作業であると感じることもあると思うが、本委員会に求められている「区民視点」ということの意味を常に考えながら活動に臨んでほしい。

3 コロナ禍における外部評価について

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、区が実施している事業や各種イベント、会議等は、中止や延期、あるいは状況に応じて手法を変更するなど、これまでとは異なる対応を求められるものが多くあったと思う。外部評価についても、令和2年度は新型コロナウイルスを考慮し、やむを得ず中止とした。

外部評価は、区と本委員会とで複数回にわたる意見交換を行い、本委員会における十分な議論により委員同士の合意形成を図った上で、一つの結論を導き出す。そのプロセスを経て区長へ外部評価結果を報告するものである。評価作業において最も重要なことは、様々な立場の委員による多様な視点からの意見を集約し、委員同士での議論を通じて委員会としての意見を明確にしていくことである。委員同士の議論をより活発なものにし、議論を十分に深めるためには、今後もできる限り対面での会議が望ましい。

新型コロナウイルスの感染状況等によっては、書面やオンラインでの会議の開催等の新たな手法により、本委員会を運営していく必要が生じるかもしれない。その場合でも、何らかの形で、十分な議論と委員同士の合意形成の上で評価が行えるよう検討、工夫を重ねてほしい。

Ⅲ 新宿区外部評価委員会の概要

1 委員会設置の経緯と役割

(1) 委員会設置の経緯

本委員会は、平成19年2月の新宿区基本構想審議会答申における「区民と専門家等によるチェックのしくみの早期創設の提案」を受け、新宿区総合計画と新宿区実行計画の進行管理を行うため、平成19年9月、区長の附属機関として設置された。

(2) 目的

本委員会は、行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保していくことを目的としている。

(3) 所掌事務

- 外部評価を実施し、その結果を区長に報告すること。
- その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申すること。

2 第4期新宿区外部評価委員会の構成

- 本委員会は、次の15名で構成されている。
 - ・学識経験者 3名
 - ・公募による区民 6名
 - ・区内各種団体の構成員 6名

- 調査及び審議の効率的な運営を図るため、次の3つの部会を置いた。
 - ・第1部会 : まちづくり・環境・みどり
 - ・第2部会 : 福祉・子育て・教育・くらし
 - ・第3部会 : 自治・コミュニティ・文化・観光・産業

IV 第4期新宿区外部評価委員会の実績

(平成30(2018)年4月～令和3(2021)年3月)

【平成30年度】

平成30年度は、本委員会でこれまで実施してきた計画事業単位の評価に加えて、施策単位の評価を行った。評価の対象とする個別施策は、本委員会で選定し、個別施策の評価及び当該個別施策を構成する計画事業の評価(新宿区第三次実行計画(平成28・29年度)最終年度の評価)、経常事業の取組状況の確認を行った。

本委員会委員が改選された初年度であるため、評価に当たっては、新たに実施する施策評価及び本委員会で積み上げてきた外部評価手法を踏まえ、以下の手法で評価を行った。

まず、内部評価シートを確認するとともに、評価対象の個別施策について、質問事項の洗い出しや論点整理を行った。その上で、施策や事業に対する理解を深めるためヒアリングを実施し、目的や実施内容、評価の理由等について確認した。ヒアリングに当たっては、各所管課から施策や事業に関する資料の事前提出を求めた。

さらに、ヒアリング作業と並行して評価対象の個別施策に関連する施設等の現地視察を実施し、実際の現場の実態を確認した。

評価結果は、部会ごとに取りまとめた後、本委員会として全体のまとめを行った。

《評価対象》

新宿区総合計画、新宿区第三次実行計画(平成28・29年度)

《評価実績》

① 個別施策 3施策

- I-2「住み慣れた地域暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築」
- III-7「豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備」
- III-11「魅力ある商店街の活性化に向けた支援」

② 計画事業

評価対象個別施策を構成する計画事業 11事業

③ 経常事業

評価対象個別施策を構成する経常事業 55事業

【令和元年度】

令和元年度は、平成 30 年度に引き続き施策単位の評価を行った。本委員会で選定した個別施策の評価、当該個別施策を構成する計画事業の評価（新宿区第一次実行計画（平成 30（2018）～32（2020）年度）の初年度の評価）及び経常事業の取組状況の確認を行った。また、施策単位の評価が 2 年度目であることから、評価対象となる個別施策の数を増やし、区の施策や事業についてより広く評価を実施した。

評価結果は、部会ごとに取りまとめた後、本委員会として全体のまとめを行った。

《評価対象》

新宿区総合計画、新宿区第一次実行計画（平成 30（2018）～32（2020）年度）

《評価実績》

① 個別施策 5 施策

- I-5「未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」
- I-8「地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進」
- II-2「災害に強い体制づくり」
- III-9「資源循環型社会の構築」
- V-2「職員の能力開発、意識改革の推進」

② 計画事業

評価対象個別施策を構成する計画事業 22 事業

③ 経常事業

評価対象個別施策を構成する経常事業 85 事業

【令和 2 年度】

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外部評価を中止とした。

V 各委員の感想

○星 卓志 会長（第1部会長）

第3期までは個々の事業を評価対象としていたのに対して、第4期では、「施策」を評価対象とすることとしました。評価対象を限定し、当該施策を構成する事業を評価したうえで施策の評価を行う、ということを行いました。

施策評価は、その目標の達成状況を適確に把握することが難しく、初年度においては評価の立脚点を委員共有のものとするのに戸惑いがありましたが、2年度目においては、個別事業の評価を踏まえた総合的な評価に近づけたものと感じています。

今後重要なこととしては、このような施策評価結果を新宿区の次なる施策展開に着実に反映させる仕組みの構築です。それができてこそ、外部評価の意義がより強くなるものと考えます。

○大島 英樹 副会長（第2部会長）

手探りでスタートした外部評価委員としての活動も、2年目には少しだけ要領がわかりかけたと思ったところ、活動停止の3年目となってしまいました。

これまで当委員会が3期にわたって蓄積してきた評価活動の経験と、委員の皆さんの区民としての見識に、部会および全体会では多くのことを学びました。

日常の生活や仕事と、区の事業とを結び付けて考え、よりよいあり方を目指して意見としてまとめてゆく作業は、多くの方に経験していただきたいものだとも感じました。

生活者としての経験も足りない、とりまとめ役としての手腕も足りない、残念な部会長であったこと、申し訳なく思います。

○山口 道昭 第3部会長

私は、大学では行政学を教えている。行政学の内容には、政策評価が含まれる。

行政学は、現実の行政の影響を受けやすい学問で、研究対象には流行がある。政策評価が流行したのは、20世紀末からの10年程度の期間だろうか。結実は、2001年の政策評価法（行政機関が行う政策の評価に関する法律）の制定である。法律が制定され、制度が固まってしまうと、しばらくの間は運用に関心が向かうが、いつしか他の政策課題に興味に移り、政策評価は、多くの研究者の研究対象ではなくなってしまった。

さて、私は、政策評価流行の期間も、積極的にかかわっては来なかった。総論や理念は、授業で扱うものの、具体的なアウトカム指標の設定は、なかなかむずかしい。現場の行政からこれら进行评估・検討する作業は、それなりに刺激的である。

これらの作業は、研究者のなかだけで実施されるのではない。区で生活する区民の皆さんとの共同作業である。区民の皆さんの生活や区行政向上のためのヒントが、議論における熱意に表れていた。

最後の1年間がコロナ禍で吹き飛んでしまったのは残念だった。

○岸本 幸子 委員

最初の1年目は、専門家の先生方や各団体代表委員の皆様のご意見を拝聴し、外部評価の難しさを痛感させられていました。2年目は、自らの区内の地域活動経験や会社勤務経験に結びつくテーマもあり、内部評価の説明も幾分理解しやすくなりました。自身の勉強不足もあり、3年目こそはと思っている時、コロナ禍で休会になり正直心残りはありません。

外部評価委員制度は、都内の中でも多数採用されている制度ですが、メンバーを公認会計士や大学教授等専門家のみで構成されている自治体もある中、新宿区は、一般区民も公募委員とし、評価内容に一層の透明性を求めると共に区民に寄り添う行政姿勢に感謝しました。

又、内部評価の説明や現地調査の中で、新宿区の多種多様な問題を、予算や法律等制約がある中、役所の皆さんが、解決に努力されているのを改めて理解し、行政サービスに対する見方も変わり良い勉強になりました。

白熱する様々な意見を取りまとめて下さった部会長はじめ、不慣れな私達に何かとサポートして下さいました事務局の皆様、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

○栗原 真吾 委員

今期、コロナウイルスの世界的な影響で、全く活動できなかつたのはとても残念でした。しかし、区長や行政職員の方々の献身的な働きに、区民として安心感を得て深く信頼できました。このような有事のなか、地域の問題を他の自治体より先んじて施策を講じる果敢さ、迅速な対応と理路整然とした説明は、常日頃から真摯に区民と向き合っている証明と思います。

コロナ禍の中で社会の構造は一変したとはいえ、区民と行政の対話のキャッチボールは、さらに深まることだろうと感じました。

新宿区は東京都の中だけでなく世界においても優れた地域として存在しており、その根幹には歴史や文化を受け継いだ地域に関わる方々の尽力が伺えます。これからも変わりゆく社会の中で、新宿区という地域がリーダーシップを発揮して、さらに発展していくことを期待します。これからも外部評価委員は行政、区民と地域の相互理解の橋渡ししていくことと思います。ありがとうございました。

○齋藤 朗 委員

日々の仕事をやるのが精一杯で、仕事について客観的に分析するのは誰もが困難である。特に第三者からとやかく言われる筋合いはないと思うのは当然であるとは言うものの、一步引きさがって第三者の批判的意見にも耳を傾ける余裕を持つことは大切である。新宿区の内部評価の基準はあいまいで成果が上がっていない計画事業についても仲間意識から厳しい業績評価にならないよう配慮されているように感じました。外部評価を軽視する傾向が様々な施策が成果を上げられない理由の一つにあると思います。

○田中 健士 委員

商店会、町会自治会といった地域コミュニティへの施策について 2 年続けて外部評価に関わったことは地域コミュニティの当事者として意義深い経験でした。当初、施策、制度は利用者側として知っていることもありましたが、課題があると思う施策もありましたが、区の取り組みを体系的に見ることや、ヒアリングで区、職員の方々の努力や苦勞を知ることが出来て、その上で、行政課題へのアプローチ手法や施策の評価を考えることが出来ました。

ここで共通して地域コミュニティと区に感じたことは、①区民の生活スタイルの変化に対応する地域コミュニティ自身の変革の必要性和②区の区民への多様なヒアリングを前提とし、現状を見据えた地域コミュニティへの施策の変革の必要性です。過去の手法の継承では地域コミュニティも区も不十分で不活性に向かっている事を強く意識しました。

この経験から、地域コミュニティ側として、町会若手発信の「まち友の会」ホームページと避難所防災ホームページを使って、新しい住民、町の次世代、在勤の協力者に向けて町会地域活動の公開と交流、町会加盟促進を始めています。

○藤川 裕子 委員

令和 2 年度の委員会活動は、思いがけない新型コロナの影響で残念ながら中止となってしまいました。コロナ禍にありながら粛々と業務を遂行されている職員の皆様、コロナ対策に追われる皆様に感謝と敬意を伝えたいと思います。ありがとうございます。

今期、初めて外部評価委員となり、日頃区民として感じている思いを、身近なまわりの区民の代表として伝えたいと思っていました。

テーマの選定、ヒアリング、現地視察での担当課の詳しい説明を受けチェックシートを作成、部会での議論、全体会での取りまとめ…。

同じ部会の中でも価値観の相違、意見の違いもあり、評価が分かれた中、部会長の星先生が背後にある問題点を細かく掘り下げ、意見を集約してくださいました。

全体会の討論でも皆様と意見を交わすことができ、他地域で活躍する委員の方々と知り合えたのもすばらしい経験でした。

事業ごとにまとめた A4 一枚の表以上の深く重い内容ができていたと思います。

外部評価が、評価のための評価で終わらないように、内部評価と外部評価が 2 つの歯車となって、PDCA サイクルを回して、区民のための事業へとスパイラルアップし続けてほしいと願っています。

会長、副会長、委員の皆様、担当課の皆様、ありがとうございました。

○板本 由恵 委員

当初は議題の内容に付いて行くのに無我夢中でした。新宿区外部評価委員会条例第2条第2号の「区民の視点に立って分析し、及び検証する」を立ち位置に、施策単位の評価を心掛けました。また、内部評価された事案を外部で評価することの責任をひしひしと感じました。

みどり・環境・リサイクルは1990年代からライフワークとしてきたので知識や情報が役立てて良かったです。当会情報で参加させて頂いた防災講座「女性をはじめ配慮を要する方の視点でのワークショップ全4回」は学ぶことが多く地域に還元できました。

令和2年度は新型コロナウイルス禍で残念ながら外部委員会は開かれませんでした。環境部門に関しては十数年を向かえたプロジェクトの設定や経年劣化した設置物の検討が気になります。担当された区職員の皆様に感謝とエールをお送りいたします。

○鶴巻 祐子 委員

今期は、任期最終年度が新型コロナウイルスの影響により、活動中止になってしまったこと、とても残念に思います。外部評価に限ったことではないですが、今後新しいやり方を検討していく必要があるのかも知れません。

とはいえ、外部評価に関わらせていただき、現地視察や担当課の方々に直接説明していただき、質疑応答できることがとても重要だとも感じました。日々変化する情勢にあわせて、よりよい外部評価の方法を模索していただければと思います。

委員会では、一区民として、子育て中の保護者の立場の意見を述べさせてもらいました。資料を読み込み理解するのは、とても苦勞しました。

会長はじめ各部会長ならびに委員の皆様には、稚拙な素人意見にも関わらず耳を傾けてくださり、改めて感謝いたします。

ありがとうございました。

○野澤 秀雄 委員

長い間、委員を務めさせていただきました。

広辞苑第6版に「評価」とは、価値を判じ定めることとあります。

新宿区における外部評価制度は、区の各所管が実施した施策及び事業等を各所管が内部評価する。その上で当年度行政評価の対象になった事案についての内部評価を、その施策・事業についてそれぞれの達成度、成果、効率性、妥当性等を区民の視点で分析、検証することとあります。

私感ですが、それに基づいて外部評価をしているつもりでしたが、施策あるいは事業についての意見がつい出てしまいます。所管側としても、思い入れや自負の念、諸事情の都合もあり、実施に当たっている当事者が、自己を評価することは至難のことと思います。しかしながら行政として実施状態を客観的に分析しながら施策や事業を内部から評価することは、区民感覚としても期待する不可欠な「評価の文化」と思います。

外部評価の実施で、内部評価の質の向上が図られ、施策や事業が本当に区民の視点で計画、立案されているのか、そのことが結果として区民に反映され信頼を得られるのかが問われています。「評価」の真価が更なる進化を遂げることを祈念します。

○鱒沢 信子 委員

内部評価シート等資料の熟読、現地視察、そして所管課のヒアリングを通しての評価シートの作成作業、さらには評価の取りまとめにおける部会及び全体会でのディスカッションと、一連の評価作業には、常に緊張感をもって臨んでおりましたので、外部評価委員としての活動を通し、区政に参画できたことを、感謝いたしております。

また、外部評価という行政とのキャッチボールを通して、評価の結果が区の事業にどのように反映されたかの見極めも含め、担う責任は大きいと、改めて感じております。

しかし、第4期の外部評価が、年度ごとに評価の対象となる事業の分野を変えておりながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響とはいえ、最後の年度となった令和2年度実施できなかったことを、大変残念に思っております。

コロナ禍の収束が見えない中、厳しい状況が続くこととは思いますが、そのような中でも評価の文化が途絶えることがないことを願っております。

ありがとうございました。

○横倉 泰信 委員

令和 2 年度は外部評価会議がコロナウイルス感染症の為に開催中止になり、実際に報告書が書けない、できない状態です。

単に現状感想、現場からの報告は私共、商店街等はこの 1 年で社会生活変容の変化に一変し現在経過中でもあります、

人と人のコミュニティ社会が今は、I o T ・ A I ・ D X 等・・・ 社会構造・組織体系・行動変容等の中で現在各店舗の販売促進が激減し売上高が 50%～70%にダウンして事業や会社の未曾有の危機に直面する事態です。

今後、協調性、共感性、コミュニティ社会連帯をどう構築出来るか。不確実な社会にどう向かい、どう解決するのか、課題がコロナ禍でクローズアップされてきました。

行政におかれましては、広報情報等、的確な情報発信が要望されると思います、それは区民ニーズや地域課題の明確さ、目的課題の達成に、内部評価、外部評価等、総合評価し柔軟性かつスピーディーに未来にスキルアップが必要と思います。

<資料>

1 新宿区外部評価委員会委員名簿

氏名	所属等		備考
星 卓志	工学院大学建築学部まちづくり学科 教授	会長 部会長	
大島 英樹	立正大学法学部法学科 教授	副会長 部会長	
山口 道昭	立正大学法学部法学科 教授	部会長	
岸本 幸子	区 民		
栗原 真吾	区 民		
齋藤 朗	区 民		
田中 健士	区 民		
長崎 恵子	区 民		
藤川 裕子	区 民		
板本 由恵	新宿区エコライフ推進協議会		
小菅 知三	新宿区町会連合会		令和2年11月16日付 解職
鶴巻 祐子	新宿子育てメッセ実行委員会		
野澤 秀雄	新宿区防災サポーター連絡協議会		
鱒沢 信子	新宿区民生委員・児童委員協議会		
横倉 泰信	新宿区商店会連合会		

2 新宿区外部評価委員会条例

平成 19 年 6 月 21 日
条例第 45 号

(目的及び設置)

第 1 条 行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保するため、区長の附属機関として、新宿区外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価 新宿区(以下「区」という。)が実施する施策及び事業について、区長が別に定める成果指標等を用いることにより、その達成度、効率性、成果、妥当性等を分析し、及び検証することをいう。
- (2) 外部評価 区の機関(議会を除く。)が実施した行政評価の結果を踏まえ、当該行政評価の対象となった施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、及び検証することをいう。

(委員会の所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 外部評価を実施し、その結果を区長に報告すること。
- (2) その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 3 人以内
- (2) 区民 6 人以内
- (3) 区内各種団体の構成員 6 人以内

(委員の任期等)

第 5 条 委員の任期は 4 年以内とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員の解職)

第 6 条 委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、区長は、その職を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(会長及び副会長)

第7条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(部会)

第9条 委員会は、調査及び審議の効率的な運営を図るため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属すべき委員のうちから会長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括し、並びに部会の調査及び審議の経過並びに結果を委員会に報告する。

(委員以外の者の出席等)

第10条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総合政策部企画政策課が担当する。

(平20条例1・令2条例1・一部改正)

(公表)

第12条 区長は、第3条第1号の規定による報告を受けた外部評価の結果を公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(平20条例1・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において新宿区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成19年9月3日規則第94号により、平成19年9月4日から施行)

(準備行為)

- 2 委員の委嘱のための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年新宿区条例第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成20年3月19日条例第1号)抄

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる改正規定は、公布の日から施行する。

- (1) 略
- (2) 第2条中新宿区外部評価委員会条例第13条の改正規定

附 則(令和2年3月17日条例第1号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

3 新宿区行政評価制度に関する規則

平成 26 年 3 月 31 日

新宿区規則第 26 号

(目的)

第 1 条 この規則は、新宿区（以下「区」という。）の行政評価制度に関し必要な事項を定めることにより、区が実施する施策及び事業の適切な進行管理を図り、効果的かつ効率的な区政運営に資するとともに、区政運営について区民への説明責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価制度 次に掲げる一連の手続をいう。
 - ア 第 3 条から第 5 条までの規定による内部評価の実施及びその結果の公表
 - イ 第 6 条の規定による外部評価の実施及びその結果の公表
 - ウ 第 7 条の規定による総合的判断及びその結果の公表
- (2) 行政評価 区が実施する施策及び事業について、区長が別に定める成果指標等を用いることにより、その達成度、効率性、成果、妥当性等を分析し、及び検証することをいう。
- (3) 内部評価 区の機関（議会を除く。）が実施する行政評価をいう。
- (4) 外部評価 内部評価の結果を踏まえ、当該内部評価の対象となった施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、及び検証することをいう。
- (5) 部等 新宿区組織条例（昭和 49 年新宿区条例第 3 号）第 1 条に規定する部、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査事務局をいう。
- (6) 部長等 部等の長（会計室にあつては会計管理者、教育委員会事務局にあつては教育委員会事務局次長）をいう。

(内部評価の実施の時期及び対象)

第 3 条 内部評価は、毎年度実施するものとし、その時期並びに対象とする施策及び事業は、年度ごとに区長が別に定める。

(内部評価委員会の設置)

第 4 条 内部評価を適正に実施するため、部等ごとに、内部評価委員会を置く。

2 内部評価委員会は、部長等及び課長（これらに相当する職にある者を含む。）その他部長等が指定する職員をもって構成し、部長等が主宰する。

(内部評価の実施及びその結果の公表)

第5条 内部評価委員会は、第3条の規定により内部評価の対象とされた施策及び事業（以下「評価対象施策・事業」という。）のうち当該部等に係るもの（教育委員会事務局に置かれる内部評価委員会にあっては、中央図書館に係るものを含む。）について、総合政策部長と協議の上、内部評価を実施するものとする。

2 部長等は、前項の規定により実施した内部評価の結果を区長に提出するものとする。

3 区長は、内部評価の結果を決定したときは、これを速やかに公表するものとする。

(外部評価の実施及びその結果の公表)

第6条 外部評価の実施及びその結果の公表については、別に定めるところによる。

(総合的判断及びその結果の公表)

第7条 部長等は、内部評価及び外部評価の結果を踏まえ、評価対象施策・事業のうち当該部等に係るもの（教育委員会事務局次長にあっては、中央図書館に係るものを含む。）について、総合政策部長と協議の上、その方向性を検討し、その結果を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の規定により提出された同項の結果に基づき、評価対象施策・事業について、その方向性を総合的に判断し、その結果を速やかに公表するものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、総合政策部長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。